

「令和6年度デジタル身分証アプリ普及キャンペーン業務」 企画提案募集要領

本要領は、宮城県（以下「県」という。）が実施する「デジタル身分証アプリ普及キャンペーン業務」を業務委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和6年度デジタル身分証アプリ普及キャンペーン業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

デジタル身分証アプリ（以下「本アプリ」という。）は、マイナンバーカードを活用したスマートフォンアプリで、あらかじめ登録された基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）に基づいて本人確認を行うことが可能で、災害時に住民の円滑な避難や避難所運営等で活用ができ、さらに本アプリ内に搭載された機能（以下「ミニアプリ」という。）により、様々なサービスを提供することが可能となっている。

本業務は、本アプリへの問い合わせに対応するためのコールセンター設置及び運営、県民の認知度向上及び利用者増進に向けた普及キャンペーンの実施及び専用WEBページ開設等を通じ、本アプリへの関心、そして安心して導入（インストール）できるよう普及を目的として業務委託により円滑な実施を図るものである。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度デジタル身分証アプリ普及キャンペーン業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 実施場所

宮城県内

(6) 事業費（委託上限額）

金29,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

2 参加資格

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者で

- ないこと。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再掲計画許可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (9) 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- イ 全ての構成員が（1）から（8）までの要件を満たしていること。
- ロ 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本企画提案に参加していないこと。
- (10) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者（県）の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

企画提案の募集開始	令和6年5月23日（木）
質問受付	令和6年5月23日（木）から 令和6年6月 3日（月）午後5時まで
質問への回答	令和6年6月 6日（木）までに回答
参加表明書提出期限	令和6年6月11日（火）午後5時まで（必着）
企画提案書提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時まで（必着）
第一次審査（書面審査）	令和6年6月27日（木）
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和6年7月 4日（木）予定
審査結果の通知	令和6年7月中旬予定
契約の締結	令和6年7月下旬予定
業務開始	契約締結日から
委託契約終了	令和7年3月31日（月）まで

4 企画提案に関する質問及び回答

- (1) 受付期間
令和6年5月23日（木）から令和6年6月3日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法
質問がある場合は、質問書（様式第1号）に必要事項を入力の上、件名を「デジタル身分

証アプリ普及キャンペーン業務に関する質問」とし、電子メールにより提出すること。なお、口頭及び電話による質問は応じない。

【質問提出先】 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課デジタルガバメント推進班
メールアドレス | digimgo@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答方法

令和6年6月6日（木）までに宮城県企画部デジタルみやぎ推進課のホームページにおいて公表する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者にのみ電子メールで回答する。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

公表 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/didital-id-app-campaign.html>

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年6月11日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

※ 押印が必要な書類は、押印のうえ写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はヒアリングの際に提出を求めらるのでそれまで保管すること。

(4) 提出先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課デジタルガバメント推進班

E-mail : digimgo@pref.miyagi.lg.jp

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本企画提案に参加する者は、次の書類を電子データ（PDF形式等）で提出すること。

イ 企画提案参加申込書（様式第3号）

ロ 企画提案書（任意様式）

規格：A4横版・横書き、日本語で20ページ以内（表紙及び目次は含まない。）

・事業者名（ロゴ含む）が記載された企画提案書

・公平性の確保及び公正な選考の観点から事業者の特定につながる情報（事業者名、ロゴ、住所、担当者等）が含まれない企画提案書

ハ 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式第4号）

ニ 過去の類似業務の実績（様式第5号）

ホ 企画提案における業務経費積算書（様式第6号）

- (イ) 本業務にかかる経費（人件費、旅費等）を全て計上すること。
 - (ロ) 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
 - (ハ) 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。
- (2) 提出期限
- 令和6年6月21日（金）午後5時まで（必着）
- 期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (3) 提出先
- 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課デジタルガバメント推進班
- 電話：022-211-2481
- （電子メールアドレス：digimigo@pref.miyagi.lg.jp）
- (4) 提出方法
- 電子メールにより提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は提出方法を県に相談すること。
- ※ 押印が必要な書類は、押印の上、PDF形式で提出すること。押印した原本はヒアリングの際に提出を求めるのでそれまで保管すること。
- (5) 失格事項
- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判別が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本要領に従っていない場合
 - ハ 下記7（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ニ 同一の団体等が、2つ以上のプレゼンテーションに参加した場合
 - ホ 次に該当する場合
- 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第7号）を提出すること。
 - ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
 - ハ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

企画提案書の受領後、デジタル身分証アプリ普及キャンペーン業務公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。

なお、提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位3者を選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ 上記イにおいて、1位を取得した数が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ 上記イ及びロの規定にかかわらず、企画提案者の評価合計点が満点の6割を満たない場合は選定しないものとする。

(3) 審査基準

評価点は、次の評価項目及び配点（合計100点）とする。

No.	評価項目	評価事項	配点
1 企画提案の総論			
1	業務目的・業務内容の理解度	① 企画提案全体として、本委託業務の目的・趣旨を十分に理解した内容となっているか。 ② 利用者が安心して導入（インストール）できるよう理解を深める内容となっているか。	10
2 事業提案の内容			
2	コールセンター関係	① コールセンター開設に当たり、令和6年11月1日まで開設できる体制を組んでいるか。 ② 人員配置において、柔軟に対応できるか（想定されているか）。 ③ 応答率を高める取り組みを行っているか。	15
3	普及キャンペーン関係	① デジタル身分証アプリの県民の認知度向上及び利用者増進につながるよう効果を高める内容となっているか。 ② デジタルデバインド対策が取り組みとして入っているか。	25
4	広報・Webサイト関係	① 事業目的達成に向け、効果的な広報となっているか。 ② 訴求力があり、わかりやすい内容となっているか。	15
5	創意工夫	受注者の強みを活かしたデジタル身分証アプリの普及につながる創意工夫があるか。	15
3 業務遂行能力			
6	実施体制及び予算等	過去類似業務等の実績を有し、業務実施に当たっての業務実施体制が適切であるか。	15
7	提案価格	計算式： $配点 \times \left(1 - \frac{\text{見積価格（税込）}}{\text{予定価格（税込）}}\right)$ ※小数点第1位を切り捨て	5
配点計			100

(4) 第一次審査（書面審査）

応募のあった企画提案書について、(3)審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。

イ 実施日

令和6年6月27日(木)

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3)審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。
なお、採点評価・順位付けは(2)イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 書面審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年7月1日(月)に電子メールで選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を電子メール及び書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和6年7月4日(木)

※詳細な時間及び場所等については、改めて電子メール及び書面にて通知する。

ロ 審査及び選定

(イ) 出席者は1応募者につき3名以内とする。

(ロ) 1応募者当たりの持ち時間は30分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内)とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

(ニ) プレゼンテーションの会場には、県がモニターとパソコンを用意するので、当該パソコンや資料等を用いて、企画提案を分かりやすく説明すること。また、応募者のパソコンの持ち込みを認める。

ハ プレゼンテーションは、応募者が3者以内の場合でも実施する。

ニ プレゼンテーション審査は状況により、WEB会議システム等で行う場合がある。その場合は、対象者へ通知する。

ホ 審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した応募者へ審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果は、後日4(3)に示すホームページ上で公表する。なお、審査結果に関する質問には回答しない。

8 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合は、上記7(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、契約予定者として選定する。

(2) 応募者がいない場合は、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集する。

9 委託契約について

(1) 契約手続

発注者は、委託候補者と、宮城県財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(2) 業務委託仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、発注者と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(4) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 その他留意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非公開部分（個人情報や公開することにより企画提案書の権利、企業の利益等が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。